

国営富良野南富土地改良事業（区画整理）における事業費
の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1 事業費及び事業費の負担区分の予定

（１）国営事業費 69,000 百万円（令和 6 年度単価。ただし、物価変動により将来変動することがある。）

（２）負担区分の予定

（単位：％）

国庫負担	道負担	市町負担	地元負担
75.00	18.30	4.00	2.70

2 土地改良法第 90 条の規定による市町負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の富良野市及び南富良野町は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 90 条第 9 項の規定により、当該市町が負担する負担金を北海道に対して負担する。

3 土地改良法第 90 条の規定による地元負担金の納入方法

本事業の区域を地区とする空知川上流土地改良区は、法第 90 条第 4 項の規定により北海道が法第 3 条に規定する資格を有する者に対する負担金に代えて当該土地改良区からこれに相当する額として徴収する金銭を北海道の定める条例に従い負担する。

4 市町及び地元負担金の支払期間の始期

本事業に係る負担金の支払期間の始期は、本事業が完了した年度の翌年度の初日とする。

5 地元負担の予定基準

空知川上流土地改良区は、定款の定めるところにより本事業の施行地域内の農用地につき、地積割りを基準として賦課する。

6 特別徴収金

本事業の施行に係る地域内の土地につき法第 3 条に規定する資格を有する者は、当該事業の工事の完了につき法第 113 条の 3 第 3 項の規定による公告があった日から起算して、8 年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、法第 90 条の 2 の規定により特別徴収金を徴収されることがある。